

# 相談室だより

(2015年5月)

担当：くろさき苑 緒方英樹

2015年の新年度がスタートして1ヶ月半が経過しました。季節もぼかぼかした春から、最近では日中の気温も上がり初夏すら感じるようになりました。このような穏やかな日が続いている中、介護保険の制度においては2015年4月から嵐がふいています。今回は4月に改正(?)となった介護保険法の一部(利用者負担について)をピックアップし報告させていただきます。

## 2025年問題と介護保険法改正

団塊の世代の方々が後期高齢者(75歳以上)となる年が2025年です。その年に向かってこれから医療・介護・年金などの社会保障にかかる費用が増大していくこともあり、国は社会保障費を抑制する政策を次々と検討しています。介護保険制度においても、給付抑制と同時に利用者の負担増となる政策が今回実施されました。

## 【2015年介護保険改正により、利用者の負担が大きくなった箇所】

### <1> 介護保険負担限度額認定の認定要件の変更(補足給付認定の厳格化:追加要件)

#### ☆介護保険負担限度額認定とは?

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所や短期入所のサービスを利用したときに、低所得の人(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯)は申請により食費、居住費の負担軽減を受けることができる(第1段階～第3段階まで認定あり)。

- ① 別世帯の配偶者に市民税が課税されていないこと。(H27年8月～)  
→これまでは同一世帯の員の課税状況のみを確認していたが、別世帯の配偶者の課税状況も勘案される。
- ② 預貯金の額  
→単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること。(H27年8月～)
- ③ 非課税年金の介護保険負担限度額認定上の収入認定 (H28年8月～)  
→現在、遺族年金、障害年金は非課税年金であり、収入としてみなさないが、H28年8月より、介護保険負担限度額の(第2段階、第3段階)の判定時に収入としてみなされる。



現在、介護保険負担限度額認定を受けている利用者であっても、H27年8月より、非該当(認定が認められない)、認定段階が下がる(減額率が低くなり、負担が大きくなる)利用者がでてくる。

### <2> 介護老人保健施設・介護療養型医療施設で多床室利用時の居住費(光熱水費)の負担増額《短期入所利用も含む》(2015年4月～)

(理由) 直近の家計調査における光熱水費が現行の基準額・負担限度額を上回っているため

2015年3月まで: 320円/日 → 2015年4月から: 370円/日

50円/日 負担増

### <3> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)多床室利用時の居住費(光熱水費+室料)の負担増額《短期入所利用も含む》(H27年8月～)

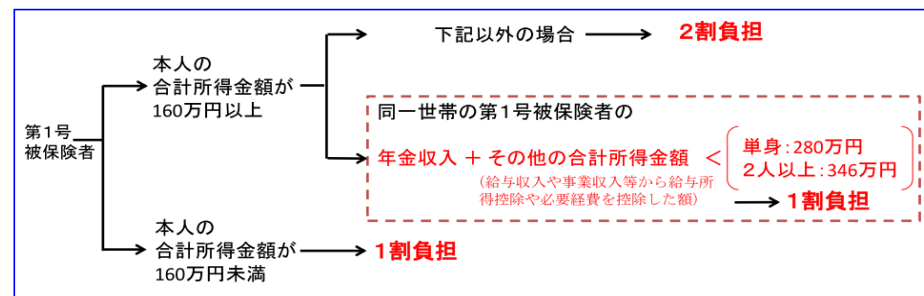
2015年3月まで 居住費(光熱水費): 320円/日  
2015年4月から 居住費(光熱水費: 370円/日 + 室料: 470円/日)  
→ 520円/日 負担増 (ただし、室料: 470円はH27年8月より)  
※ただし、第1段階から第3段階までは補足給付(減免)を認める。

### ※変更後の基準費用額と負担限度額の一覧

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特機)	従来型個室(老健・療養型)	多床室(特機)	多床室(老健・療養型)
基準額	1380	1970	1640	1150	1640	840	370
負担限度額3段階	650	1310	1310	820	1310	370	370
負担限度額2段階	390	820	490	420	490	370	370
負担限度額1段階	300	820	490	320	490	0	0

### <4> 一定以上所得者の利用者負担増(自己負担:2割)

これまで介護サービスの利用者負担は原則1割であったが、H27年8月より、一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になる。



### <5> 高額介護サービス費の一部上限額設定(H27年8月～)

#### ☆高額介護サービス費とは?

介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに申請により支給されるもの(償還払いで戻す費用)。

	<現行> 自己負担限度額(月額)	<2015年8月～> 自己負担限度額(月額)
現役並み所得		44400円(世帯)
一般	37200円(世帯)	37200円(世帯)
市町村市民税非課税	24600円(世帯)	24600円(世帯)
年金収入80万円以下	15000円(個人)	15000円(個人)

■現役並み所得者(課税所得145万円/年以上)がいて、同一世帯内の1号被保険者の年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上の段階が設定される。

利用者の負担増ではなく、みんながあんしんして利用できる介護保険制度に!